

実績評価書

(厚生労働省3(Ⅲ-2-1))

<p>施策目標名</p>	<p>労働者が安全で健康に働くことができる職場づくりを推進すること(施策目標Ⅲ-2-1) 基本目標Ⅲ:働く人が安心して安全で快適に働くことができる環境を整備すること 施策大目標2:労働者が安全で健康に働くことができる職場づくりを推進すること</p>			
<p>施策の概要</p>	<ul style="list-style-type: none"> 労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)に基づき、労働災害の防止のための危害防止基準の確立、責任体制の明確化及び自主的活動の促進の措置を講ずる等の総合的計画的な対策を推進することで、職場における労働者の安全と健康を確保するとともに、快適な職場環境の形成を促進することを図る。 また、第13次労働災害防止計画(2018年度～2022年度)に基づいて、労働災害の一層の減少を図るため、死亡災害の撲滅を目指した対策、過労死等の防止等の労働者の健康確保対策、就業構造の変化及び働き方の多様化に対応した対策等について、行政、労働災害防止団体、業界団体等の連携等による取組を図る。 このほか、中小企業等における高年齢労働者の労働災害防止を推進しており、令和2年3月に「高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン」(エイジフレンドリーガイドライン)を策定し、高齢者を現に使用している事業場やこれから使用する予定の事業場で、事業者と労働者に求められる取組を具体的に示している。 また、新型コロナウイルス感染症に関連する職場のメンタルヘルス不調等に伴う相談に対応するため、相談体制を拡充するほか、高年齢労働者の感染防止対策を推進するため、社会福祉施設や飲食店等の利用者等と密に接する業務を簡素化するための設備の機械化等に係る経費の補助等を行うなど、職場における感染防止対策等を推進している。 			
<p>施策実現のための背景・課題</p>	<p>1</p>	<p>①建設業 死亡災害全体の3分の1を占め、後遺障害が残る重篤な災害も多く、墜落・転落災害が死亡災害のうち4割を超える。</p>	<p>②製造業 死亡災害全体の5分の1を占め、後遺障害が残る重篤な災害も多い。</p>	<p>③林業 死傷年千人率が全産業と比べ高く、後遺障害が残る重篤な災害も多い。</p>
	<p>2</p>	<p>第13次労働災害防止計画において、労働災害による休業4日以上死傷者数を、平成29年と比較して令和4年までに5%以上減少させることを目標として掲げ、対策に取り組むこととしているものの、令和3年は平成29年比で24.5%の増加となっていることから、高年齢労働者の増加などの就業構造の変化等を考慮して、対策を推進する必要がある。</p>		
	<p>3</p>	<p>現在の仕事や職業生活に関する強い不安、悩み又はストレスを感じる労働者は全労働者の半数を超えている。また、過労死やメンタルヘルス不調が社会問題としてクローズアップされているが、脳・心臓疾患及び精神障害に係る労災認定件数は2013年度以降700件～800件台で推移しており、そのうち、死亡又は自殺(未遂を含む。)の件数は概ね150～200件前後(令和2年度は148件)となっている。</p> <p>また、全労働者の約3割が職場において、仕事上の不安、悩み又はストレスについて、相談できる相手がいないと感じている。</p> <p>そのため、労働者の心理的な負担の程度を把握し、セルフケアや職場環境の改善につなげ、メンタルヘルス不調の未然防止の取組みを強化することを目的として2015年に新たに創設されたストレスチェック制度に基づき実施されるストレスチェックの結果を活用した職場環境の改善の取組みや労働者が安心してメンタルヘルス等の相談を受けられる環境整備を促進する必要がある。</p>		
	<p>4</p>	<p>産業現場で使用される化学物質は約70,000種類に及び、毎年約1,000物質程度の新規化学物質の届出がなされている。これら膨大な種類の化学物質のうち、労働安全衛生関係法令によって、ラベル表示、SDS交付、リスクアセスメント等の実施が義務づけられているものは673物質であるが、その他多くの化学物質については、対策の基本となる危険性や有害性等の情報の通知さえ十分に行われているとはいえない状況にある。</p>		
	<p>5</p>	<p>近年、我が国では、外国人を雇用している事業所数及び外国人労働者は年々大幅に増加している。平成31年4月に在留資格「特定技能」が創設されたことやその背景である労働力不足を踏まえると、外国人労働者は引き続き増加していくと見込まれている。</p> <p>外国人労働者については、作業に応じた一般的な労働災害防止対策に加え、①日本語そのものの理解が不十分であること、②コミュニケーション不足により、職場の「危険」の伝達・理解が不足していること等の特性があることから、当該外国人労働者の母国語等を用いる等、当該外国人労働者がその内容を確実に理解できる方法による安全衛生教育等の実施が必要である。</p> <p>また、外国人労働者を雇用する事業者に対しても、外国人労働者の安全衛生管理についての相談体制を確保する等により、事業者を支援し、外国人労働者の労働災害を防止することが必要である。</p>		
<p>各課題に対応した達成目標</p>	<p>達成目標/課題との対応関係</p>		<p>達成目標の設定理由</p>	
	<p>目標1 (課題1)</p>	<p>死亡災害の撲滅を目指した対策の推進により死亡災害を減少させること</p>	<p>死亡災害については、ひとたび発生すれば取り返しがつかない災害であることを踏まえ、その撲滅を目指すため。</p>	
	<p>目標2 (課題2)</p>	<p>就業構造の変化や労働力の高齢化等に対応した対策の推進により死傷災害を減少させること</p>	<p>製造業や建設業においては死傷者数自体は依然として多いが、その減少率は全業種平均を大幅に上回っている。他方で、第三次産業の中には、社会福祉施設のように、労働者数の増加を考慮しても死傷者数の増加が著しい業種もある。</p> <p>また、死傷者数の増加幅の大きい第三次産業では、社会福祉施設等における転倒災害の増加等のように、働き盛り世代の確保が難しく、また高年齢労働者の数や割合が増加していることが関連していると考えられることから、就業構造の変化や労働力の高齢化等に対応した対策の推進により死傷災害を減少させることが必要であるため。</p>	

	目標3 (課題3)	職場におけるメンタルヘルス対策を推進すること	仕事に関して強い不安やストレスを感じている労働者が半数を超える状況にあること等から、職場におけるメンタルヘルス対策を進めることは、労働者の心身の健康確保対策としてこれまでに強く求められているため。				
	目標4 (課題4)	化学物質等による労働災害防止対策を推進すること	国際動向等を踏まえた化学物質による労働災害防止対策を推進することで、胆管がんや膀胱がんといった化学物質による重篤な健康障害の防止や、今後増加が見込まれる石綿使用建築物の解体等工事への対策強化といった新たな課題に対応するため。				
	目標5 (課題5)	外国人材の受入れ環境整備等を図るため外国人労働者の労働安全衛生を確保すること	外国人労働者数が増加する一方で、我が国の安全衛生対策等に関する知識が乏しい、あるいは日本語に不慣れな外国人労働者も少なくない中で、日本人労働者の場合と同様、労働安全衛生確保に努めることで、外国人材を適正に受け入れ、共生社会の実現に資するため。				
施策の予算額・執行額等	区分		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
	予算の状況 (千円)	当初予算(a)	25,605,660	29,921,230	30,243,235	29,083,178	27,172,338
		補正予算(b)	0	0	611,886	0	
		繰越し等(c)	-310,282	285,561	-580,575	664,742	
		合計(a+b+c)	25,295,378	29,719,763	30,146,552	29,747,920	
	執行額(千円、d)		20,615,784	26,890,214	27,314,458	27,792,886	
執行率(%、d/(a+b+c))		81.5%	90.5%	90.6%	93.4%		
施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	施政方針演説等の名称		年月日		関係部分(概要・記載箇所)		
	第198回国会における衆議院厚生労働委員会における厚生労働大臣所信表明演説		平成31年3月8日		改正出入国管理法に基づく新たな外国人材の受入れについては、本年4月の施行に向けて、介護・ビルクリーニング分野における受入環境の整備、適正な労働条件と雇用管理の確保、労働安全衛生対策の実施、適切な社会保険の適用促進、安心・安全に医療機関を受診できる環境の整備などに取り組み、外国人材がその能力を有効に発揮できる環境を整備してまいります。		

達成目標1について		死亡災害の撲滅を目指した対策の推進により死亡災害を減少させること								
測定指標	指標1 労働災害による死者数 (アウトカム)	指標の選定理由	労働災害による死者数は、長期的には減少傾向にあるが、依然として年間約1,000人が労働災害に被災して亡くなっている。こうした現状を踏まえ、死亡災害を減らし、安心して健康に働くことができる職場の実現に向け、取組を強化する必要がある。							
		目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	平成30年2月に策定された第13次労働災害防止計画において、労働災害による「死者数を2017年と比較して、2022年までに15%以上減少させる」という目標が掲げられたことに基づいて目標設定している。 ※ 労働災害による死者数については、歴年単位で集計・公表しているため、目標値も暦年でのものとしている。 ※ 年ごとの目標値は設定していないが、2022年までに目標を達成するための目安となる数値を記載している。							
		基準値	年度ごとの目標値					目標値	主要な指標	達成
			年度ごとの実績値							
		平成29年(2017年)	平成29年(2017年)	平成30年(2018年)	令和元年(2019年)	令和2年(2020年)	令和3年(2021年)	令和4年(2022年)	○	△
		978	—	(948人)	(919人)	(889人)	(860人)	831		
	978人	909人	845人	802人	867人					

達成目標2について		就業構造の変化や労働力の高齢化等に対応した対策の推進により死傷災害を減少させること								
測定指標	指標2 労働災害による死傷者数 (休業4日以上) (アウトカム)	指標の選定理由	・ 労働災害による死傷者数は、依然として年間約12万人が労働災害に被災し休業(4日以上)している。こうした現状を踏まえ、労働災害を少しでも減らし、誰もが安心して健康に働くことができる職場の実現に向けて、労働災害防止の取組を強化する必要がある。 ・ 平成30年2月に策定された第13次労働災害防止計画において、労働災害による休業4日以上の「死傷者数を2017年と比較して、2022年までに5%以上減少させる」という目標が掲げられたことに基づいて目標設定している。 ※ 労働災害による死傷者数については、暦年単位で集計・公表しているため、目標値も暦年でのものとしている。 ※ 年ごとの目標値は設定していないが、2022年までに目標を達成するための目安となる数値を記載している。							
		目標値(水準・目標年度)の設定の根拠								
		基準値	年度ごとの目標値					目標値	主要な指標	達成
			年度ごとの実績値							
		平成29年(2017年)	平成29年(2017年)	平成30年(2018年)	令和元年(2019年)	令和2年(2020年)	令和3年(2021年)	令和4年(2022年)	○	×
		120,460	—	(119,255人)	(118,050人)	(116,846人)	(115,642人)	114,437		
	120,460人	127,329人	125,611人	131,156人	149,918人					

達成目標3について		職場におけるメンタルヘルス対策を推進すること								
測定指標	指標3 メンタルヘルス対策に取り組んでいる事業場の割合 (アウトカム)	指標の選定理由	・ 現在の仕事や職業生活に関する強い不安、悩み又はストレスを感じる労働者は、依然として全労働者の半数を超えている。 ・ 過労死等の防止には、長時間労働対策に加えて、メンタルヘルス対策の推進が重要であり、労働者が安心してメンタルヘルス等の相談を受けられる環境整備を促進するため、平成30年2月に策定された第13次労働災害防止計画において当該目標が掲げられていることも踏まえ本施策の目標とした。 ※ メンタルヘルス対策に取り組んでいる事業場の割合については、年単位で調査・公表しているため、目標値も年単位のものとしている。 ※ 年ごとの目標値は設定していないが、2022年までに目標を達成するための目安となる数値を記載している。							
		目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	(参考) 毎年の実績値は厚生労働省「労働安全衛生調査(実態調査)」の結果から引用。							
		基準値	年度ごとの目標値					目標値	主要な指標	達成
			年度ごとの実績値							
		平成29年(2017年)	平成29年(2017年)	平成30年(2018年)	令和元年(2019年)	令和2年(2020年)	令和3年(2021年)	令和4年(2022年)	○	×
		58.4%	—	(62.8%)	(67.1%)	(71.4%)	(75.7%)	80%		
	58.4%	59.2%	—	61.4%	59%					
	事業所規模									
	50人以上	—	90.7%	—	92.8%	94.4%	○	×		
	30~49人	67.0%	63.5%	—	69.1%	70.7%				
	10~29人	50.2%	51.6%	—	53.5%	49.6%				

測定指標	<p>指標4</p> <p>仕事上の不安、悩み又はストレスについて、職場に事業場外資源を含めた相談先がある労働者の割合</p> <p>(アウトカム)</p>	指標の選定理由	<ul style="list-style-type: none"> 現在の仕事や職業生活に関する強い不安、悩み又はストレスを感じる労働者は、依然として全労働者の半数を超えている。 過労死等の防止には、長時間労働対策に加えて、メンタルヘルス対策の推進が重要であり、労働者が安心してメンタルヘルス等の相談を受けられる環境整備を促進するため、平成30年2月に策定された第13次労働災害防止計画において当該目標が掲げられていることも踏まえ本施策の目標とした。 ※ 仕事上の不安、悩み又はストレスについて、職場に事業場外資源を含めた相談先がある労働者の割合については、年単位で調査・公表しているため、目標値も年単位のものとしている。 ※ 年ごとの目標値は設定していないが、2022年までに目標を達成するための目安となる数値を記載している。 							
		目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	(参考) 毎年の実績値は厚生労働省「労働安全衛生調査(実態調査)」の結果から引用。							
		基準値	年度ごとの目標値					目標値	主要な指標	達成
			年度ごとの実績値							
		平成29年(2017年)	平成29年(2017年)	平成30年(2018年)	令和元年(2019年)	令和2年(2020年)	令和3年(2021年)	令和4年(2022年)		
		72.5%	-	(76.0%)	(79.5%)	(83.0%)	(86.5%)	90%		△
	72.5%	73.3%	-	69.2%	70.3%					

達成目標4について 化学物質等による労働災害防止対策を推進すること

測定指標	<p>指標5</p> <p>化学品の分類及び表示に関する世界調和システム(GHS)による分類の結果、危険性又は有害性を有するとされる全ての化学物質について、ラベル表示と安全データシート(SDS)の交付を行っている化学物質譲渡・提供者の割合</p> <p>(アウトカム)</p>	指標の選定理由	<ul style="list-style-type: none"> 産業現場で使用されている化学物質は約7万種類といわれているが、労働安全衛生関係法令で規制されている数百種類の化学物質を除く多くの化学物質については、労働災害防止対策の基本となる危険性や有害性等の情報さえ待たずに職場で取り扱っている状況にある。 事業者は、化学物質を取り扱っている労働者の危険又は健康障害を防止するために必要な措置を講ずるよう努めることとされており、事業者が自主的な化学物質管理を行うには、取り扱っている化学物質の危険有害性等の情報を確実に入手することが必要である。 また、平成30年2月に策定された第13次労働災害防止計画において当該目標が掲げられていることも踏まえ、本施策の目標とした。 							
		目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	実施率は令和元年まで着実に増加しており、令和3年は計画目標値以上とすることを目標とする。(参考) 毎年の実績値は厚生労働省「労働安全衛生調査(実態調査)」の結果から引用。							
		基準値	年度ごとの目標値					目標値	主要な指標	達成
			年度ごとの実績値							
		平成29年(2017年)	平成29年(2017年)	平成30年(2018年)	令和元年(2019年)	令和2年(2020年)	令和3年(2021年)	令和4年(2022年)		
		ラベル表示68.6% SDS交付62.6%	-	-	-	ラベル表示80%以上 SDS交付80%以上	ラベル表示80%以上 SDS交付80%以上	80%以上		△
	ラベル表示68.6% SDS交付62.6%	ラベル表示75.8% SDS交付72.9%	ラベル表示76.9% SDS交付68.5%	ラベル表示53.6% SDS交付62.2%	ラベル表示69.9% SDS交付77.9%					

達成目標5について 外国人材の受入れ環境整備等を図るため外国人労働者の労働安全衛生を確保すること

測定指標	<p>指標6</p> <p>外国人労働者向けの安全衛生教材の作成件数</p> <p>(アウトプット)</p>	指標の選定理由	増加する外国人労働者に適切な安全衛生教育を実施するため							
		目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	作業5種及び危険有害要因3種について14言語で視聴覚教材を作成するものであるから、作成する安全衛生教材の数として8×14=112件を目標値としている。							
		基準値	年度ごとの目標値					目標値	主要な指標	達成
			年度ごとの実績値							
		-	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	-		
		-	-	-	140	112	112	-		○
	-	-	140	112	112					
	【参考】指標7 外国人労働者からの相談のうち、労働災害及び労働時間等に係る相談件数(アウトカム)	実績値								
		平成29年(2017年)	平成30年(2018年)	令和元年(2019年)	令和2年(2020年)	令和3年(2021年)				
		3,484	3,727	5,450	7,503	6,498				

※ 平成29年度から令和3年度は第4期基本計画期間である。

<p>学識経験を有する者の 知見の活用</p>	<p>第12回政策評価に関する有識者会議労働・子育てワーキンググループ(令和4年8月31日開催)で議論いただいたところ、以下の8点について意見等があり、これを踏まえ、以下に示すような評価書の修正等を行った。</p>
	<p>【達成目標2の指標2について】 ① 高齢労働者数の増加に伴い、社会福祉施設等での転倒災害が増加していることなどにより、労働災害による死傷者数(休業4日以上)(指標2)が減少していない状況にあるとのことだが、減少させるべきものが増えてしまっている場合には、その事実だけを評価するのではなく、その要因を分析し、分析結果に基づき重点的に取り組むべき施策を考えるべきである。そのストーリーが分かるように、現状分析欄に記載すべき。 ⇒ 指摘を踏まえ、現状分析欄(指標2部分)に、労働災害による死傷者数(休業4日以上)が直近で増えてきている要因を追記した。</p>
	<p>【達成目標3の指標3について】 ② メンタルヘルス対策に取り組む事業場の割合は、令和3年度の全事業所ベースの実績値は59%だが、事業場における労働者数の規模によって、取組状況に差異が見られ、小規模の事業場ではストレスチェック制度の導入も50%台後半にとどまっているとのこと。このような規模別の状況について見えるようし、分析していくことが必要ではないか。 ⇒ 指摘を踏まえ、指標3の実績値の表示として、事業所規模別の状況を追記した。</p>
	<p>③ メンタルヘルス対策としては、ストレスチェック制度の有無で判断するのか、それ以外の施策も含むのか。実質的に、ストレスチェック制度の実施の有無で判断するのであれば、同制度を広げていくことが今後の方針となるだろうが、他の施策も含むのであれば、ストレスチェック制度の実施以外の施策に重点を置いて実施していくこともあるのではないか。 ⇒ メンタルヘルス対策には、ストレスチェック制度の実施を含むが、同制度以外の取組内容(※)も含むものである。このうち、特に重点を置いて実施していくべき施策はストレスチェックの実施、メンタルヘルス対策に関する事業所内での相談体制の整備である。 ※ 指標3の実績値に含まれる取組内容は、メンタルヘルス対策について衛生委員会又は安全衛生委員会での調査審議、メンタルヘルス対策に関する問題点を解決するための計画の策定・実施、メンタルヘルス対策の実務を担う担当者の選任、教育研修・情報提供、健康診断後の保険指導等を通じた産業保健スタッフにおけるメンタルヘルス対策の実施、職場復帰における支援(職場復帰支援プログラムの策定を含む)、メンタルヘルス対策に関する事業所内での相談体制の整備、外部機関を活用したメンタルヘルス対策、メンタルヘルス不調の労働者に対する必要な配慮の実施、その他</p>
	<p>④ 指標3が目標未達となったのは深刻に考えるべき問題。労働者数50人未満の事業場で取組が進まない理由は何か。要因分析が必要。 ⇒ 指摘を踏まえ、現状分析欄(指標3部分)に、労働者数50人未満の事業場で取組が進まない要因として考えられる内容を追記した。 ⑤ 小規模事業場ではメンタルヘルス対策の担当者が不在である、情報を十分に入手できない等の事情がある。このような状況に対して、メンタルヘルス対策を含む安全衛生対策はコストではなくメリットであることを事業主にも認識していただく意識改革という手法もあるが、コスト自体を下げるという方法もあるのではないか。具体的には、個々の小規模事業場に担当者や相談窓口等のリソースを設けず、デジタル技術を活用し、必要な情報に容易にアクセスできたり、労働者がオンラインで相談できる体制を整備することも政策課題として考えていくべきではないか。 ⇒ 必要な情報に容易にアクセスできたり、労働者がオンラインで相談できる体制を整備することは重要であると考えている。働く人のメンタルヘルス・ポータルサイト「こころの耳」において職場におけるメンタルヘルス対策に係る情報提供及びオンラインも含めた相談の受付を行っている。引き続き、これらの周知広報を行っていく。</p>
	<p>【達成目標5の指標6について】 ⑥ 外国人労働者向けの安全衛生教材の作成件数が指標となっているが、作成された教材の活用状況を見える化する観点から、作成件数に代えてウェブサイトのアクセス件数を指標としてはどうか。 ⇒ 安全衛生教材においては、事業場や教習機関において教材を一括でダウンロードし、外国人労働者へ配布するパターンがあるため、必ずしもウェブサイトのアクセス件数と教材活用状況が一致しないものと思われる。なお、本事業の在り方については、2023年度からの「第14次労働災害防止計画」の策定に向けた検討の中で、労働政策審議会安全衛生分科会のご意見を聴いていきたい。 ⑦ 達成目標5の目指すべきところは、外国人労働者の安全衛生の確保であるならば、まずはその状況を把握し、どのように改善していくかを考えるのが大きな目標であり、当該目標を達成するために周知や研修、事業場への指導といった手段があるのではないか。そのような観点から考えると、外国人労働者の労働災害発生状況について把握していくべきではないか。まずは参考指標という形で現状を示していく方法もあるのではないか。 ⇒ 外国人労働者の在留資格や業種別の労働災害発生状況はhttps://www.mhlw.go.jp/content/11302000/000943974.pdfで公表しているところである。「第13次労働災害防止計画」においては、外国人労働者の労働災害も含め、休業4日以上の死傷災害発生件数を5%以上減少させるという目標を立てて取り組んできたが、高齢化の急速な進展や産業構造の変化等の影響により達成はきわめて困難な状況となっている。外国人労働者の労働災害も含めた労働災害発生件数に係る目標については、どのようなものとするのが適切なのかについて、2023年度からの「第14次労働災害防止計画」の策定に向けた検討の中で、労働政策審議会安全衛生分科会のご意見を聴いていきたい。</p>
<p>【その他】 ⑧ 労働安全衛生の体制について、産業医の設置状況、安全衛生委員会又は衛生委員会の活動状況等を指標として追加できないか検討していただきたい。 ⇒ 事業場における労働安全衛生の体制の指標の設定については、現在、労働政策審議会安全衛生分科会において2023年度からの「第14次労働災害防止計画」の策定に向けて議論しているところであり、それを踏まえて検討することとしたい。</p>	

評価結果と 今後の方向性	目標達成度合いの測定結果	(各行政機関共通区分)④【進展が大きくない】 (判定結果)B【達成に向けて進展あり】 (判定理由) ・ 指標1の労働災害による死亡者数については、過去3年から一転して、令和3年は目標値を達成できていないが、目標達成率は99%と目標は概ね達成している。 ・ なお、令和3年の件数は、新型コロナウイルス感染症へのり患による労働災害を除くと778人と過去最少となり、目標達成率は110%となっている。 ・ 指標2の労働災害による死傷者数(休業4日以上)については、令和3年は目標値を上回っており、目標達成率は70%となっているため、目標の達成に向けて、更なる取組が必要である。 ・ なお、新型コロナウイルス感染症へのり患による労働災害を除いた場合は、令和3年の目標達成率は87%になっており、目標は概ね達成できている。 ・ 指標3について、令和3年の実績値は59.2%となっており、目標値(80%)に到達できていない(目標達成率は78%)。 ・ 事業場規模別にみると、メンタルヘルス対策の主要な取組事項の一つであるストレスチェック制度について、実施が義務づけられている労働者数50人以上の事業場においては、平成29年から令和3年まで実施割合が上昇しており90%以上となっているが、ストレスチェック制度が努力義務となっている労働者数50人未満の事業場では令和2年時点で実施割合が56.1%となっており、労働者数50人未満の事業場における取組が進んでいないと考えられる。 ・ 指標4について、令和3年の実績値は70.3%となっており、新型コロナウイルス感染症拡大の影響で、テレワークや時差出勤など働き方の大きな変化があったため、目標値(90%)には到達していない(目標達成率は81%)ものの、直近の令和2年から3年にかけては微増傾向にある。 ・ 指標5について、令和3年の実績値はラベル表示69.9%、SDS交付77.9%であり、目標値(80%)に対して、目標を概ね達成した(目標達成率は、ラベル表示87%、SDS交付97%)。 ・ 指標6の外国人労働者向けの安全衛生教材の作成件数については、令和3年度の目標値であった112件を達成した。 ・ 以上より、主要な測定指標である指標1「労働災害による死亡者数」については、目標を概ね達成(第13次労働災害防止計画の作成時に想定していなかった新型コロナウイルスの件数を除けば目標を達成)しており、また、主要な測定指標である指標2「労働災害による死傷者数(休業4日以上)」についても、目標未達成ではあるものの、指標1と同じく新型コロナウイルスの件数を除けば目標を概ね達成したと言え、目標達成に向けて一定程度進展していると判断できるため、測定結果を④【進展が大きくない】とし、判定結果をB【達成に向けて進展あり】とした。 ・ なお、第13次労働災害防止計画については、基本的には最終年である令和4年の実績をもって達成度合いを判断することとしており、年ごとの目標値は設定していないため、本政策評価で設定している各指標における令和3年までの各年の目標についても、目安となる数値を目標値として記載している。
	総合判定	(有効性の評価) ・ 指標1については、目標値を7件上回ったものの目標達成率は99%となった。また、新型コロナウイルス感染症へのり患による労働災害を除くと、過去最少となっており、取組は一定程度成果をあげている。 ・ 指標2については、業界団体への周知・啓発や個別事業場への指導等の取組を行ったが、結果として昨年度より増加した。今後も、労働災害が減少しない業種の業界団体に対する周知・啓発等を適切に行うこととしており、目標達成に向け施策が有効に機能するよう努める。 ・ 指標3及び4について、目標値の達成に向けて、①労働局・労働基準監督署による、職場におけるメンタルヘルス対策等に関する助言・指導②全国の産業保健総合支援センターにおける、事業場への個別訪問支援等③メンタルヘルス・ポータルサイト「こころの耳」による情報提供等に取り組んでおり、新型コロナウイルス感染症拡大による影響を踏まえても大幅に実績値が落ち込んでいないことから、一定程度有効に機能していると考えられる。現状を踏まえより効果的な支援となるよう見直しを行いつつ、目標達成に向け施策が有効に機能するよう努める。 ・ 指標5については、令和3年実績値はラベル表示、SDS交付ともに平成29年比で上昇しており、SDS交付はほぼ目標を達成することができているといえる。 ・ ラベル表示については、製品の製造工程にラベル印刷・貼付を組み込まなくてはならないため、製品とは別に文書で作成するSDSよりラベル表示の方がハードルが高いことが目標未達成の要因と考えられる。 ・ いずれにしても、目標値の達成に向けて、国によるモデルラベル・モデルSDSの作成・公開、事業者を対象とした化学物質管理に関する無料相談窓口の開設等を実施しており、引き続き、事業者のニーズを踏まえてより効果的な支援となるよう内容を見直しつつ、目標達成に向け施策が有効に機能するよう努める。 ・ 指標6については、目標値どおり教育教材を作成することができたことから、外国人労働者に対して適切な安全衛生教育を行うため、一定の成果をあげている。
	施策の分析 (有効性の評価)	(有効性の評価) ・ 指標1については、目標値を7件上回ったものの目標達成率は99%となった。また、新型コロナウイルス感染症へのり患による労働災害を除くと、過去最少となっており、取組は一定程度成果をあげている。 ・ 指標2については、業界団体への周知・啓発や個別事業場への指導等の取組を行ったが、結果として昨年度より増加した。今後も、労働災害が減少しない業種の業界団体に対する周知・啓発等を適切に行うこととしており、目標達成に向け施策が有効に機能するよう努める。 ・ 指標3及び4について、目標値の達成に向けて、①労働局・労働基準監督署による、職場におけるメンタルヘルス対策等に関する助言・指導②全国の産業保健総合支援センターにおける、事業場への個別訪問支援等③メンタルヘルス・ポータルサイト「こころの耳」による情報提供等に取り組んでおり、新型コロナウイルス感染症拡大による影響を踏まえても大幅に実績値が落ち込んでいないことから、一定程度有効に機能していると考えられる。現状を踏まえより効果的な支援となるよう見直しを行いつつ、目標達成に向け施策が有効に機能するよう努める。 ・ 指標5については、令和3年実績値はラベル表示、SDS交付ともに平成29年比で上昇しており、SDS交付はほぼ目標を達成することができているといえる。 ・ ラベル表示については、製品の製造工程にラベル印刷・貼付を組み込まなくてはならないため、製品とは別に文書で作成するSDSよりラベル表示の方がハードルが高いことが目標未達成の要因と考えられる。 ・ いずれにしても、目標値の達成に向けて、国によるモデルラベル・モデルSDSの作成・公開、事業者を対象とした化学物質管理に関する無料相談窓口の開設等を実施しており、引き続き、事業者のニーズを踏まえてより効果的な支援となるよう内容を見直しつつ、目標達成に向け施策が有効に機能するよう努める。 ・ 指標6については、目標値どおり教育教材を作成することができたことから、外国人労働者に対して適切な安全衛生教育を行うため、一定の成果をあげている。

	<p style="text-align: center;">施策の分析 (効率性の評価)</p>	<p style="text-align: center;">(効率性の評価)</p> <ul style="list-style-type: none"> 指標1及び指標2について、第三次産業の労働者数の急激な増加や労働力の高齢化などの就業構造の変化への対応など、解決すべき課題が多様化する中で予算額は増加しているが、指標の達成に向けて着実に進展しており、効率的な取組が行われていると評価できる。 指標3及び指標4について、令和3年度に事業内容・予算規模の見直しを行っており(※1)、効率的な予算執行となるよう努めている。 <p>※1 事業内容・予算規模の見直しは以下のとおり。 (事業内容)産業保健活動総合支援事業 (予算規模)令和2年度予算額:4,981千万円 ⇒ 令和3年度予算額4,866千万円 (事業内容)職場におけるメンタルヘルス対策事業(新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う相談件数増への対応) (予算規模)令和2年度予算額:155千万円 ⇒ 令和3年度予算額253千万円</p> <ul style="list-style-type: none"> 指標5については、令和4年度から事業内容・予算規模及び実施体制の見直しを行っており、引き続き国の委託事業で実施すべきものと独立行政法人で継続的に実施することが効果的・効率的なものを整理した上で、後者については独立行政法人労働者健康安全機構運営費交付金として措置することにより、効率的な予算執行となるよう努めている。 指標6については、予算額を約6億円削減している(※2)中で、毎年度目標値を達成していることから効率的な取組が行われていると評価できる。 <p>※2 令和2年度予算額:13.5億円 ⇒ 令和3年度予算額7.7億円</p>
		<p style="text-align: center;">(現状分析)</p> <ul style="list-style-type: none"> 指標1について、死亡災害は平成29年に比べ全産業で減少しており、特に陸上貨物運送事業、林業で大きく減少した。事故の型別で見ると「交通事故(道路)」、「激突され」、「墜落・転落」などで大きく減少した。 指標2については、目標年度における目標値の達成に向け、小売業及び社会福祉施設で多発している転倒や腰痛による労働災害防止を図るための取組等、今後はより一層の目標達成のための取組を実施していく必要がある。 指標2については、直近で増えてきている要因としては以下の4点が考えられる。 <ol style="list-style-type: none"> ① 第3次産業における新規就労者の増加とそれに伴う経験年数の少ない労働者の増加、経験年数が少ない労働者に対する安全衛生教育が十分実施されていないこと ② 被災リスクの高い高年齢労働者(高齢者)の増加 ③ コロナ禍での生活様式の変化に伴う物流の増加等による陸上貨物運送業での交通事故、腰痛の増加 ④ 厳しい経営環境下における「安全衛生＝コスト」という意識や低い優先順位 <ul style="list-style-type: none"> 指標3について、ストレスチェック制度が義務付けられている労働者数50人以上の事業場においては、90%以上の割合でメンタルヘルス対策に取り組まれている状況である。一方で、ストレス制度が努力義務となっている労働者数50人未満の事業場では56.1%である。 メンタルヘルス対策の中で、取組割合が高いものの一つであるストレスチェックの実施は、労働者数50人未満の事業場(小規模事業場)については努力義務となっている。小規模事業場で取組が進まない要因として考えられることの一つとして、義務の対象になっていないということがある。その他に対策に取り組まない理由として、「専門スタッフがいない」、「取り組み方が分からない」といったことが挙げられている。 そのため、引き続き労働局・労働基準監督署による助言・指導や産業保健総合支援センターによる相談などの支援等に取り組むとともに、特に、労働者数50人未満の事業場への支援を行っていく必要がある。 指標4について、新型コロナウイルス感染症拡大の影響がありつつも直近2年で微増傾向にあること、メンタルヘルス対策の一環として相談体制の整備は重要であり過労死等の防止のための対策に関する大綱(令和3年策7月最終改正)においても相談体制の充実を求められていることから、仕事上の不安、悩み又はストレスを抱えた労働者が事業場内外での相談先を確保できるよう支援を行っていく必要がある。 指標5については、令和3年の実績値は平成29年比で上昇しており、目標を概ね達成しているが、産業現場における化学物質管理の定着に向けて、労使双方からは国の支援の継続の要望があり、引き続き、ラベル表示・SDS交付等に関して、事業者に対する周知啓発と支援を実施する必要がある。 指標6については、令和3年度の実績値は112件であり、令和3年度の目標値を達成している。
<p style="text-align: center;">評価結果と 今後の方向性</p>	<p style="text-align: center;">施策の分析 (現状分析)</p>	

評価結果と今後の方向性	次期目標等への反映の方向性	(施策及び測定指標の見直しについて)
		・ 指標1については、目標の達成に向け、直近の災害動向を踏まえ、建設業における墜落・転落防止対策の推進など引き続き目標達成のため取組を実施していく。
		・ 指標2については、目標年度における目標値の達成に向け、小売業及び社会福祉施設で減少が見られない転倒や腰痛による労働災害防止を図るため、有識者の参画を得て対策の在り方を見直し、第14次労働災害防止計画に盛り込む。
		・ 指標3、4については、目標値の達成に向けて、引き続き①労働局・労働基準監督署による、職場におけるメンタルヘルス対策等に関する助言・指導②全国の産業保健総合支援センターにおける、事業場への個別訪問支援等③メンタルヘルス・ポータルサイト「こころの耳」による情報提供等の取組が必要であるとする。
		・ また、ストレスチェック制度が努力義務となっている労働者数50人未満の事業場におけるメンタルヘルス対策の取組への支援が重要であることを踏まえ、第14次労働災害防止計画(令和5年度～9年度)の検討と併せて次期目標を検討する予定である。
		・ 指標5については、職場における化学物質規制の仕組みの見直しにより、今後さらに化学物質の危険有害性の情報伝達が重要となること等を踏まえて、第14次労働災害防止計画(令和5年度～9年度)の検討と併せて次期目標を検討する予定である。
		・ 指標6については、今後も引き続き目標達成のため取組を実施していく。

参考・関連資料等	労働災害発生状況 URL: https://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/anzeneisei11/rousai-hassei/index.html
----------	---

担当部局名	労働基準局 雇用環境・均等局 政策統括官(統計・情報政策、労使関係担当)	作成責任者名	労働基準局 総務課長 古館 哲生 労働条件政策課長 松原 哲也 監督課長 竹野 佑喜 安全衛生部 計画課長 松下 和生 安全課長 釜石 英雄 労働衛生課長 石川 直子 化学物質対策課長 安井 省侍郎 雇用環境・均等局 総務課長 牛島 聡 雇用機会均等課長 石津 克己 有期・短時間労働課長 田村 雅 在宅労働課長 原田 浩一 政策統括官(統計・情報政策、労使関係担当) 賃金福祉統計室長 角井 伸一	政策評価実施時期	令和4年8月
-------	--	--------	--	----------	--------